

Safety

On October 16, 2008, Kobe joined UNESCO's Creative Cities Network

As part of its efforts to promote mutual understanding of different cultures, the United Nations Educational, Scientific, and Cultural Organization (UNESCO) established the Creative Cities Network in 2004. The Network's objective is to encourage cooperation and thereby facilitate mutual exchange worldwide among "creative cities," which are committed to city revitalization by strengthening their cultural industries.

Network members can be designated in one of seven categories: 1) Literature; 2) Cinema; 3) Music; 4) Crafts and Folk Art; 5) Design; 6) Media Arts; and 7) Gastronomy. Henceforth, Kobe will demonstrate its attractions to the world as Kobe UNESCO City of Design.

Enhancing "Things Unique to Kobe" through Excellent Designs

Kobe aims to become a city where residents wish to continue staying, a city that is more attractive to visitors and a city that can develop sustainably. To create its new attractions and vitality and improve quality of life, Kobe City will work together with its residents to promote "DESIGN CITY KOBE" strategies by reconsidering and enhancing the City's unique resources and attractions from a design perspective.



資料3

神戸市の建築行政

- 安全安心の現場から -

Security

神戸市都市計画総局参事（安全対策担当）

浅野高史

§ 1-1 神戸市の概要

推計人口：1,533,034人
推計世帯数：667,425世帯
(2008.10.1現在)

年齢別人口構成割合
(2005国勢調査)

15歳未満：13.1%
15-64歳：66.6%
65歳以上：20.0%

<都市計画>

(2008.8.12現在)

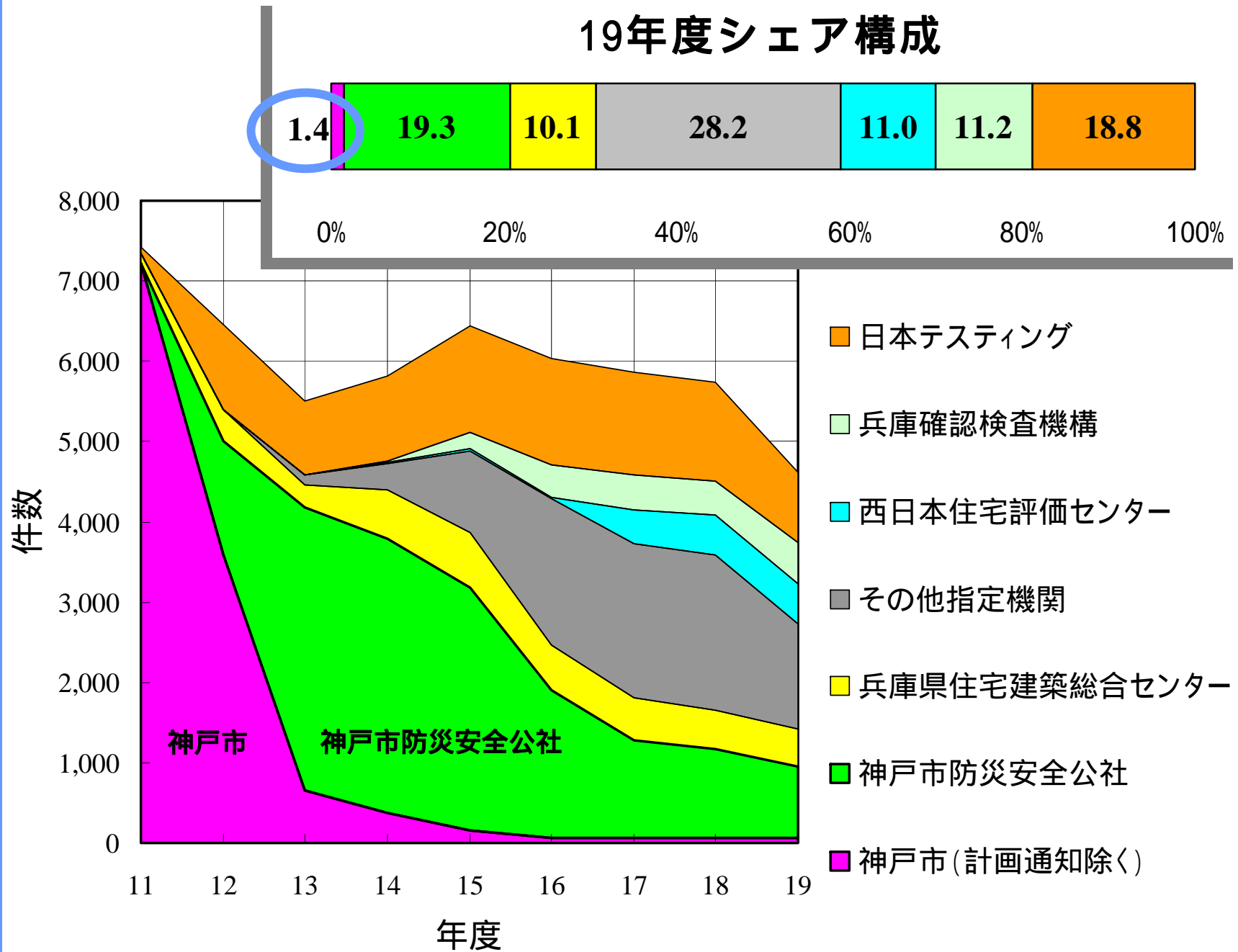
都市計画区域：55,337ha

区域区分

市街化区域：36.2%
市街化調整区域：63.8%



§ 1-2 建築確認申請件数・シェアの推移（平成11年度以降）



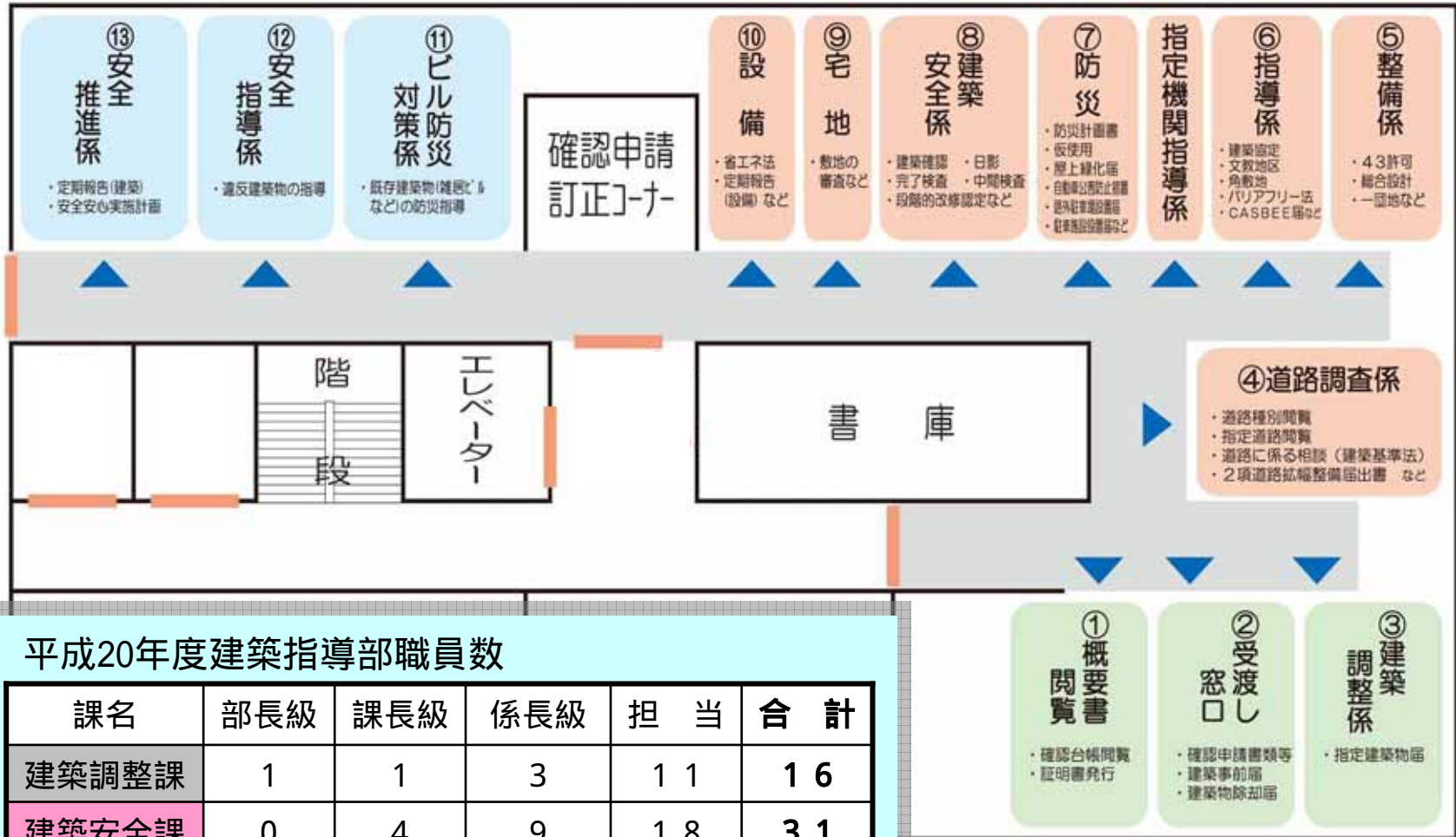
§ 1-3 神戸市建築指導部の組織

ストック

安全対策課

フロー

建築安全課



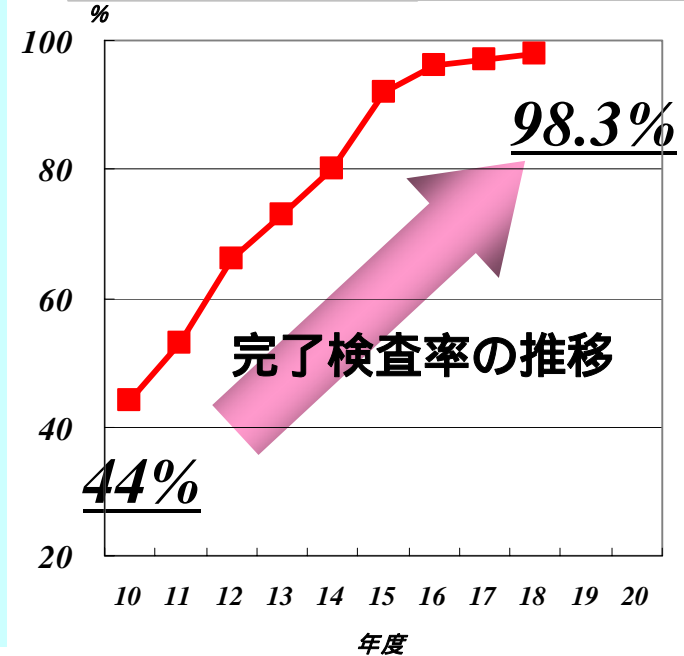
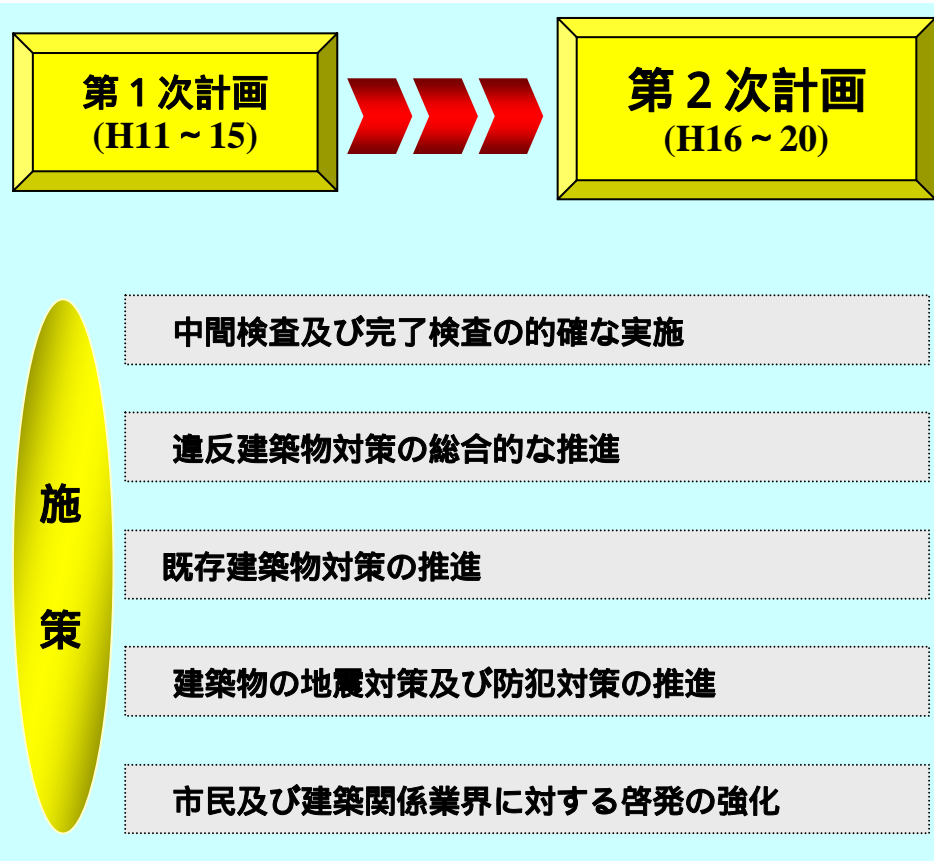
平成20年度建築指導部職員数

課名	部長級	課長級	係長級	担当	合計
建築調整課	1	1	3	11	16
建築安全課	0	4	9	18	31
安全対策課	1	2	2	8	13
合計	2	7	14	37	60

建築調整課

情報

§ 2-1 第1・2次建築物安全安心実施計画（平成11年11月～）



違反建築追放宣言

日本で最も安全なすまいのまち“神戸”をめざして

～略～

建築物の安全性、適法性を確保する取組みを進めていくため、

- 1．市民は、より確かなものを見分ける賢い消費者であるとともに、地域住民としてまちに住むためのルールを守る。
- 2．事業者は、常に的確な設計、施工、監理にあたるとともに、市民に対し専門的な情報はもとより、法制度に関する知識や意識の高揚の役割を担う。
- 3．行政は、十分な情報公開と情報提供に努めるとともに、既存建築物の防災指導はもとより、違反建築を防止するための積極的な指導を行う。ここに、市民、事業者、行政が、それぞれの責務を果たし、協働し、相互に連携することにより違反建築を追放し、『日本で最も安全なすまいのまち“神戸”』をめざすことを宣言します。

平成13年5月19日

違反建築追放シンポジウム参加者・神戸市建築物安全安心推進協議会・神戸市

§ 2-2 建築物の安全性の確保等に関する条例（平成20年7月）

（目的）

第1条 この条例は、**市民が安心して暮らすことができるよう**，建築物の安全性の確保について市長，指定確認検査機関，建築主等，所有者等及び市民の責務を明らかにするとともに，建築基準法第40条及び第43条第2項の規定に基づく建築物の敷地，構造及び建築設備並びに建築物又はその敷地と道路との関係に関する必要な制限その他の法の施行に関し必要な事項を定めることにより，**総合的かつ計画的な建築物の安全性の確保等を図ることを目的とする。**

第1章 総則

第1節 通則

第2節 市長，指定確認検査機関，建築主等，所有者等及び市民の責務

第3節 計画の策定

第2章 建築等における安全性の確保

第1節 確認申請等に係る届出等

第2節 確認審査基準

第3節 指定確認検査機関に対する措置

第4節 建築物の安全，防火，衛生等に関する基準

第3章 建築物の維持保全等

第1節 建築物の維持保全

第2節 建築物の事故への措置

第4章 建築物の耐震改修等の促進

第5章 補則

第6章 罰則

建築基準法の委任規定

§ 2-3 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例（平成6年7月）

（目的）

第1条 この条例は、**市民が健全で快適な生活を営む**上で基盤となる住環境その他都市環境の保全及び育成について市長、建築主等及び市民の責務を明らかにし、住環境等の保全及び育成の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、並びに別に定めがあるもののほか、建築基準法の規定に基づき建築物の用途、敷地及び構造に関する制限等に関して必要な事項を定めることにより、**総合的かつ計画的な住環境等の保全及び育成を図ることを目的とする。**

第1章 総則

第1節 通則

第2節 市長、建築主等及び市民の責務

第1章の2 確認申請等に係る届出等

第2章 住環境の保全等

第1節 住環境の保全

第2節 ワンルームマンション及び特定共同住宅に係る指導

第3節 指定建築物

第4節 調整

第3章 建築物の用途、敷地及び構造に関する制限等

第1節 通則

建築基準法の委任規定

建築基準法の委任規定

第2節 特別用途地区内における建築物の建築の制限

第3節 斜面地建築物の構造の制限

第4節 延べ面積に算入しない地階の部分に係る地盤面の指定

第5節 日影による中高層の建築物の高さの制限

第6節 地区計画等の区域内における建築物の用途等に関する制限

第4章 建築協定

第4章の2 近隣住環境計画

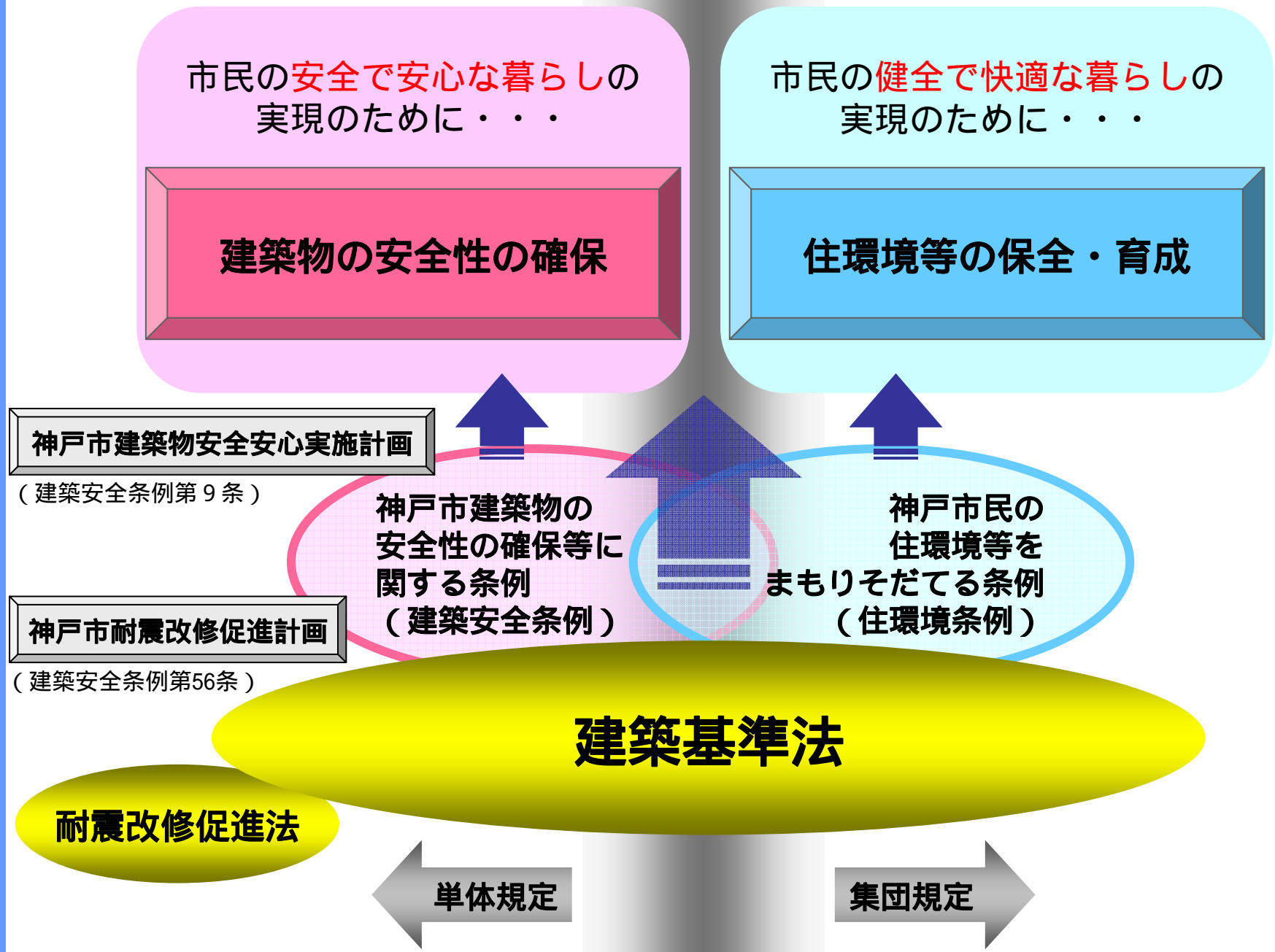
第5章 助成等

第6章 神戸市日照等調停委員

第7章 補則

第8章 罰則

§ 2-4 神戸市建築行政の役割・使命と条例体系

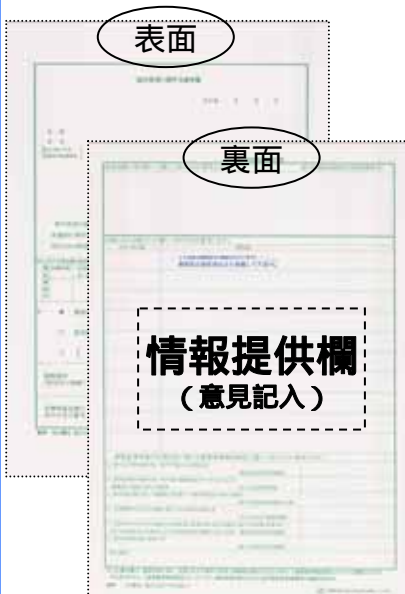


§ 3-1 事前届出制度

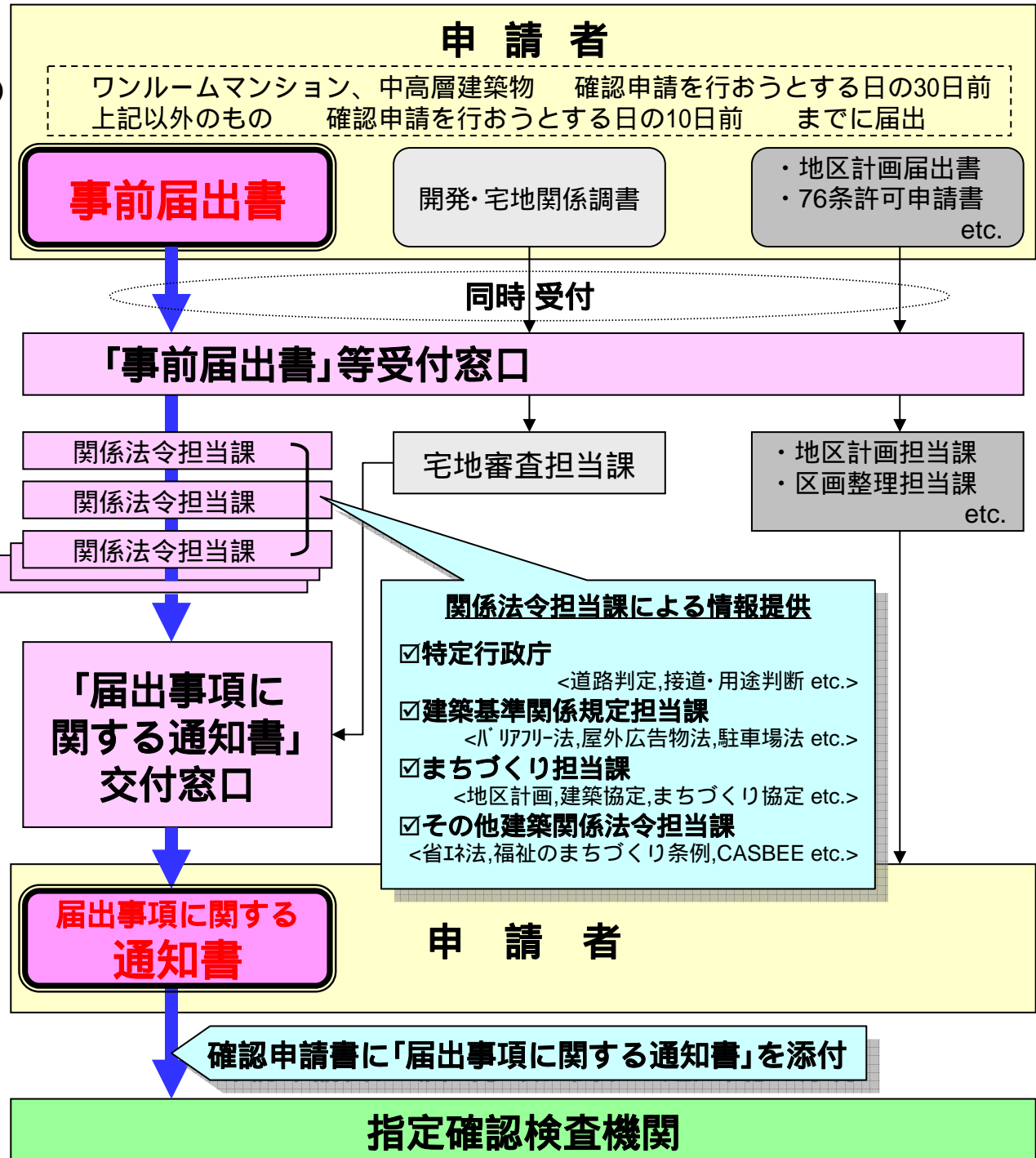
(住環境条例第5条の2)



事前届出書



届出事項に関する通知書

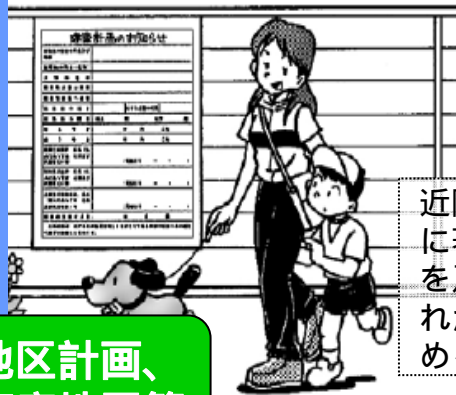


§ 3-2 指定建築物届出制度

(住環境条例第10条 - 第15条)

指定建築物とは

- 中高層建築物**
(40戸以上又は一定の階数・高さ以上)
- ワンルームマンション**
(住戸専用面積30㎡未満が10戸以上)
- 特定共同住宅** (10戸以上)



地区計画、高度地区等

指定確認
検査機関

適合性審査

確認済証交付

神戸市

近隣の住環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるとき等

計画変更等の
指導・勧告

従わない場合
氏名公表

大部分

建築主

事前公開標識設置
近隣住民説明

指定建築物
建築届
提出

30日以上

確認申請書
提出

着工

近隣住民

計画建築物の
内容の把握

要望が有る場合

話し合い

平成19年度
建築紛争の状況

- ・審査請求 : 0件
- ・市会陳情 : 0件
- ・市長陳情 : 5件
- ・日照等調停 : 2件
- ・民事訴訟 : 1件

<参考>

建築確認申請件数 : 4,616件
指定建築物届出件数 : 311件

話し合いが
決裂した場合

調停・

民事裁判

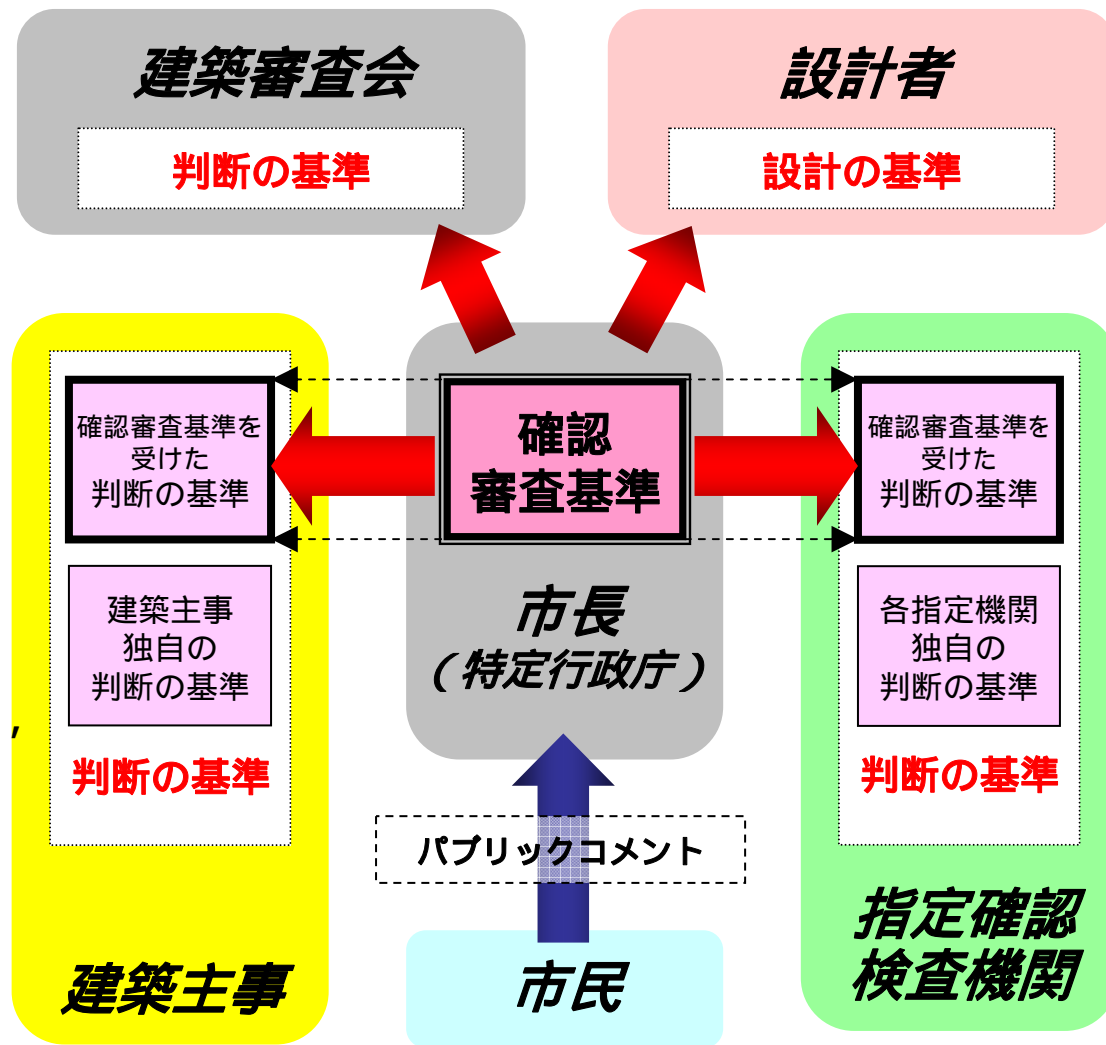
§ 3-3 確認審査基準

(建築安全条例第13条)

- 市長は、確認検査の業務の適正な実施を確保するため、建築物の計画が建築基準関係規定に適合すると認める基準（確認審査基準）を策定するものとする。
- 市長は、確認済証の交付を受けた建築物の計画が確認審査基準に適合していないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該確認済証を交付した指定確認検査機関に対し、その旨を通知することができる。

【例】
地盤面の算定方法
避難上有効なバルコニー
ほか

確認審査基準と関係者との関係



§ 3-4 指定確認検査機関に対する指導

**確認審査
報告書等の
受理**

(法第6条の2第10項)
(法第7条の2第6項)
(法第7条の4第6項)

立ち入り検査
(法第77条の31第2項)

持ち帰り審査

立会調査
(条例第14条)

規程違反行為又は不適当な行為の認定

国土交通大臣等への報告
(著しく不適当な行為等)
(法第77条の31第3項)

**国土交通大臣等への
通知**
(必要に応じて)
(条例第15条第2項)

指定確認検査機関への指示
(著しく不適当な行為等)
(法第77条の32第2項)

**指定確認
検査機関
への指示**
(条例第15条第1項)

**建築主・指定確認検査機関への
通知**
(法第6条の2第11項)

確認済証の失効

措置の公表

(条例第16条)

確認検査員等研修会
概要(平成20年度)

時期: 8~10月
回数: 全6回
(2時間/1回)
受講者数: 約50名
主な内容:
・確認審査の要点
・神戸市の運用解釈
・神戸市の関係条例
ほか

法: 建築基準法
条例: 建築安全条例



指定確認検査機関連絡調整会議



確認検査員等研修会

§ 3-5 建築物の耐震改修等の促進

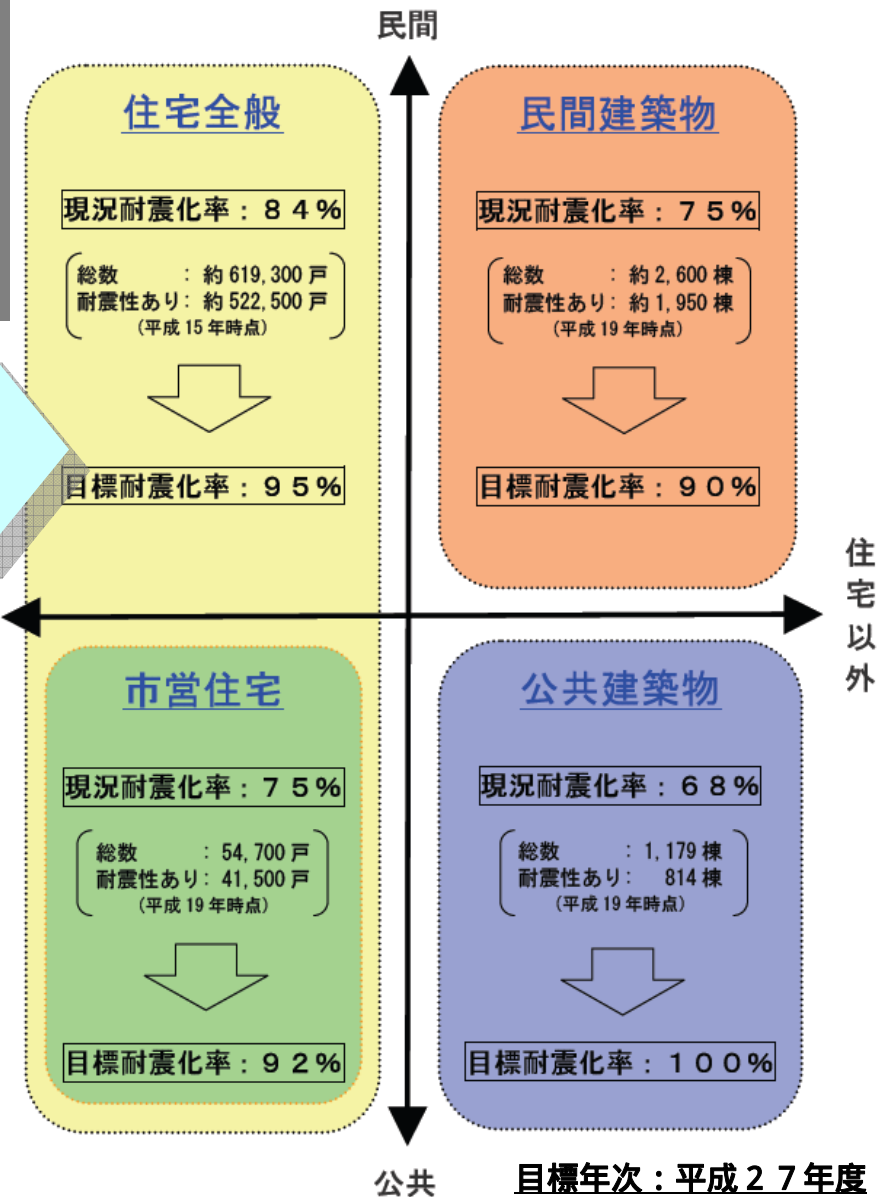


神戸市耐震改修促進計画

「建築物の耐震化の現況と目標」



「耐震化促進室」 設置(H20.4~)



§ 3-6 CASBEE神戸 (神戸市建築物総合環境評価制度)

CASBEE神戸 評価結果表示シート			
■使用評価マニュアル: CASBEE神戸 (2006年版)		■使用評価ソフト: CASBEE神戸_2006(v.1.01)	
作成日 2008年3月30日		作成者 石原 智	確認日 1900年1月0日
(1) 建物概要			
建物名称	シスメックステクノパーク 研究・開発	敷地面積	72,442 m ²
建物用途	事務所	建築面積	2,727 m ²
建設地	神戸市西区高塚台4丁目4番4	延べ面積	24,402 m ²
特定建築主	シスメックス 代表取締役社長 東次 信	階数	地上10F
設計者	神竹中工務店 天野 直樹	S-SRC造	
気候区分	地域区分IV	平均居住人員	900 人
地域・地区	工業専用	年間使用時間	3,000 時間/年
竣工年	2008年5月	予定	
(2)-1 環境性能評価結果 (バーチャート)			
Q 建築物の環境品質・性能 (居住環境のアメニティを向上させる性能評価)			
SQ = 4.1			
Q-1 室内環境	Q-2 サービス性能	Q-3 室外環境 (敷地内)	
スコア(評点): SQ1 = 3.8	スコア(評点): SQ2 = 4.3	スコア(評点): SQ3 = 4.3	
音環境 照度環境 光環境 空気環境	機能性 耐用性 対応性	生物環境 まちなみ 地域性・アース	
LR 建築物の環境負荷低減性 (環境負荷を低減させる性能評価)			
LR-1 エネルギー			
スコア(評点): SLR1 = 4.0			
LR-2 資源・マテリアル			
スコア(評点): SLR2 = 3.7			
LR-3 敷地外環境			
スコア(評点): SLR3 = 4.2			
SLR = 3.9			
(2)-2 環境性能評価結果 (レーダーチャート)			
(2)-3 環境性能効率 BEE			
BEE = $\frac{25 \times (SQ - 1)}{25 \times (5 - SLR)}$			
= $\frac{78.9}{25.6} = 3.0$			
BEE=3.0 BEE=1.5 BEE=1.0 BEE=0.5			
Q 建築物の環境品質・性能			
L 建築物の環境負荷			
Q 100			
L 0			
BEE=3.0			
BEE=1.5			
BEE=1.0			
BEE=0.5			
C			
(3) CASBEE神戸 (バリアフリー計画)			
Q-2/2.1 障害・高齢者への配慮	Q-3/2 まちなみ・景観への配慮	Q-3/2.1 景観・景観	
スコア(評点): 4.0	スコア(評点): 6.0	スコア(評点): 4.0	
Q-3/2.2 景観・景観	Q-3/2.2 景観・景観	Q-3/2.2 景観・景観	
スコア(評点): 4.6	スコア(評点): 4.6	スコア(評点): 4.6	
配達の概要			
地域のまちづくり条例に適合する対応を行っている。建築物の耐震性の向上と耐震補強を行うことにより敷地の高低差を考慮し、建築物でも全層無障壁で対応を行っている。			
配達の概要			
人と物の移動性を確保し歩道橋を採用している。			
配達の概要			
建物配度を敷地境界より大層にセットバックすると共に敷地の約70%を緑化することにより、地域に豊かな景観を提供している。			

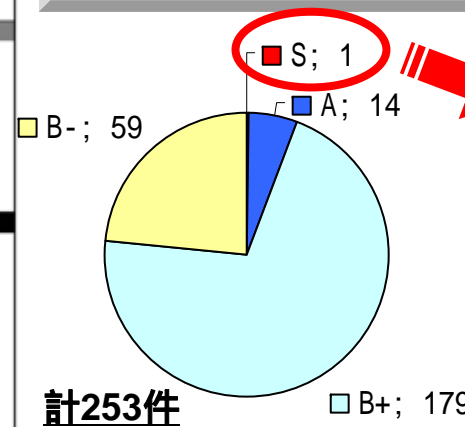
**目的: 環境負荷の削減
優良な建築資産の蓄積**

< 神戸市建築物の総合環境配慮に関する要綱 >

運用開始: 平成18年8月

**届出対象: 延べ面積2,000m²以上の
新築、増築等**

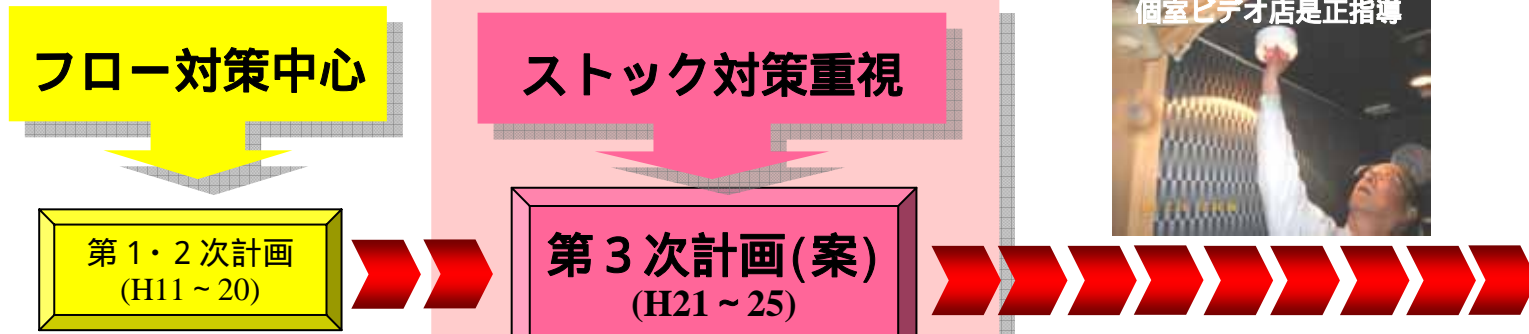
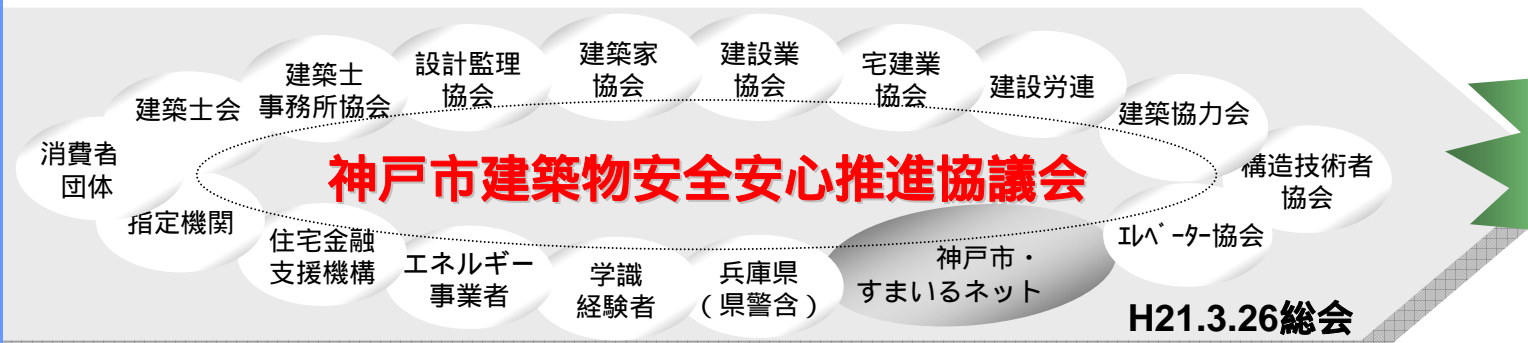
届出実績 (平成18年8月 - 平成21年2月)



重要項目

バリアフリー計画
建築物の耐震性能等
まちなみ・景観への配慮

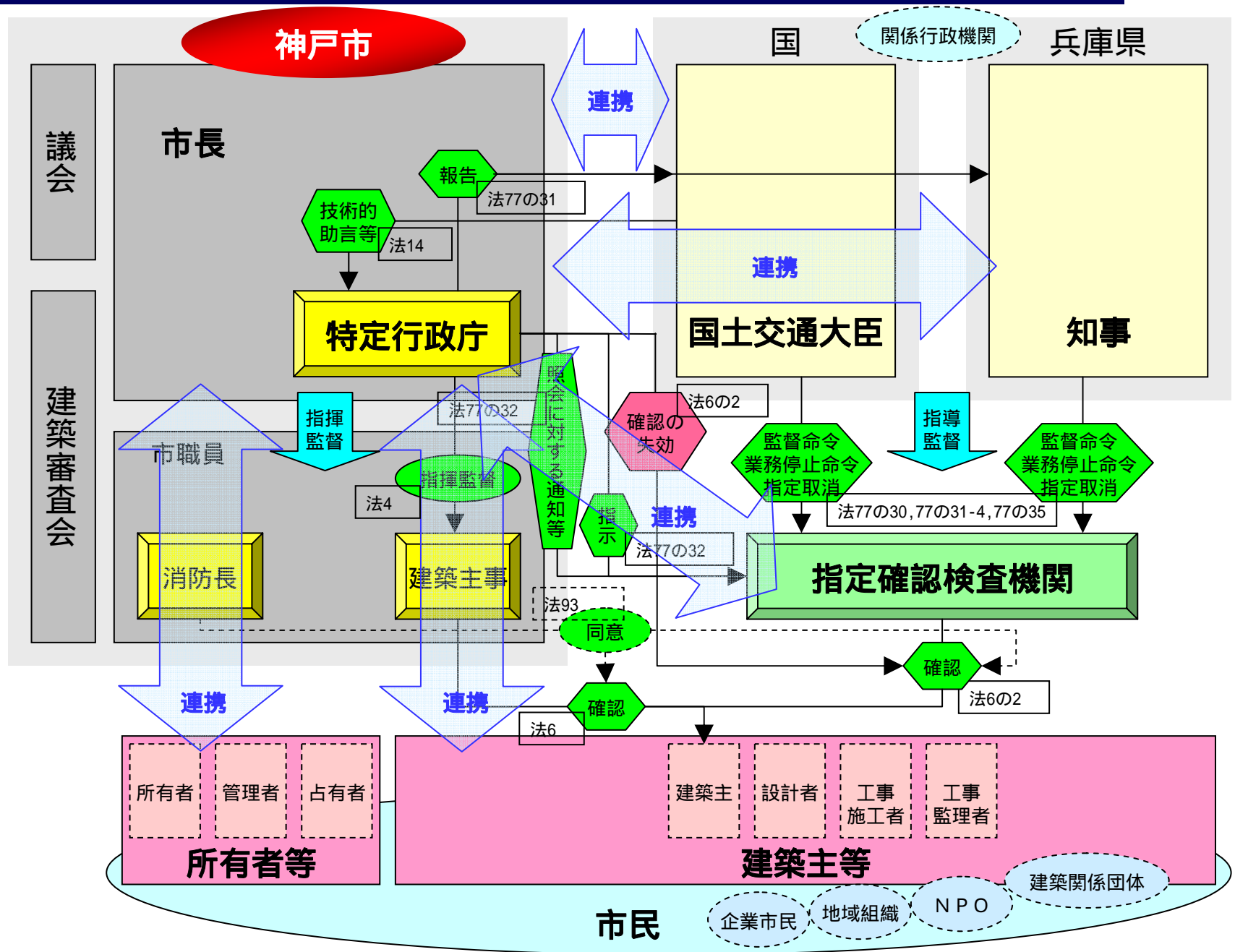
§ 3-7 第3次建築物安全安心実施計画(案)



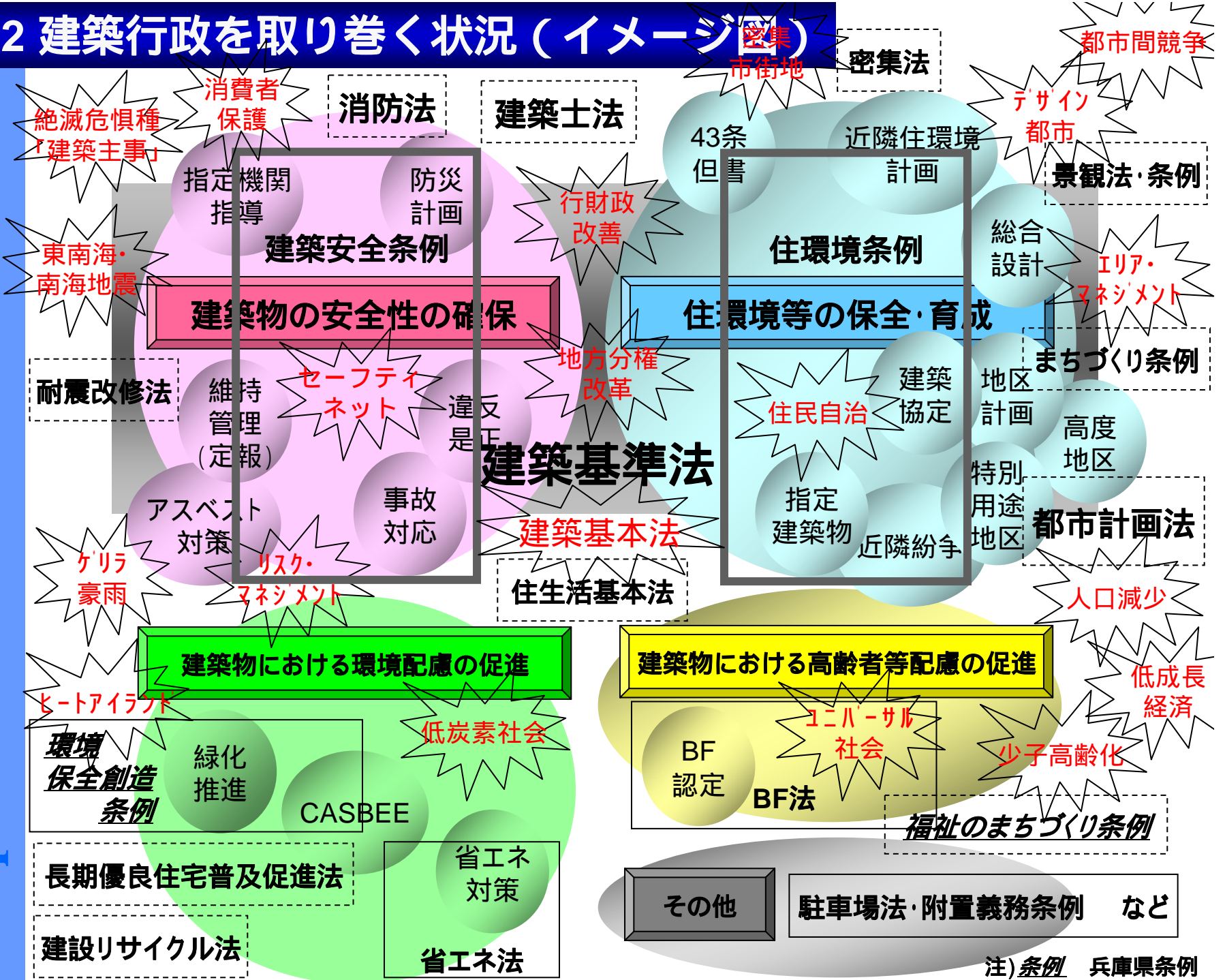
<p>目標</p> <p>78% (H17-19)</p> <p>↑</p> <p>90%</p> <p>定期報告率</p>	<p>施策</p> <p>定期報告制度を活用した既存建築物等（昇降機含む）の適正な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断・改修の指導 アスベスト対策の推進 昇降機・遊戯施設等の事故防止対策 <p>耐震改修促進計画の着実な実行</p> <p>小規模な飲食ビル等（雑居ビル）の違反是正指導</p>
---	---

協働と参画による「日本で最も安全なすまいるのまち神戸」の実現

§ 4-1 安全性の確保に関する者の相互関係 (イメージ図)



§ 4-2 建築行政を取り巻く状況（イメージ図）



注) 条例 兵庫県条例

§ 4-3 神戸市建築行政の今後のテーマ

建築行政の**信頼性**向上のために

技術力の
向上

建築行政の**効率性**向上のために

情報化の
推進

建築行政の**実効性**向上のために

連携の
強化

広義の建築行政の推進のために

総合化の
推進

社会資本整備審議会建築分科会第17回基本制度部会報告
平成21年3月26日 神戸市都市計画総局建築指導部